

入 札 説 明 書

この入札説明書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、千葉県教育振興財団財務規程、本件調達に係る入札公告のほか、県が発注する調達及び委託（物品の購入又は製造、印刷の請負（建設工事に係る製造の請負、工事用材料の買入れに係る契約を除く。））契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札者に求められる義務

入札参加者又はその代理人は、開札日の前日までの間において、房総のむら館長から提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

2 入札及び開札

（1）入札参加者及びその代理人は、入札説明書、仕様書、契約書（案）を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、関係職員の説明を求めることができる。

ただし、入札後仕様書等の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（2）入札参加者又はその代理人は、入札書を別記第1号様式により作成し、入札及び開札の日時に、直接に入札書の提出場所に提出しなければならない。

送付、電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。

（3）入札書及び入札にかかる文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また、入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

（4）入札書の提出場所及び受領期限は、別添入札公告写しのとおりとする。

（5）入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。

ア 件名

イ 入札金額

ウ 入札参加者本人が入札する場合は、入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合はその商号又は名称及び代表者の氏名）及び押印（使用印鑑届により届け出のものであって、外国人の署名にあっても同様とする。以下同じ）

エ 代理人（年間代理人及び復代理人を除く。）が入札する場合は、入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合はその商号又は名称及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

オ 年間代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合はその商号又は名称及び代表者の氏名）、年間代理人であることの表示並びに当該年間代理人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称及び年間代理人の職名と氏名）及び押印

カ 復代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合はその商号又は名称及び代表者の氏名）、年間代理人の住所及び氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び年間代理人の職名と氏名）、復代理人であることの表示並びに当該復代理人の氏名及び押印

- (6) 入札書は、封筒に入れ封緘し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合は、その商号又は名称）及び「(房総のむら草刈等管理業務委託) 入札書在中」と朱書きしなければならない。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておかなければならない。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更または取り消しをすることができない。
- (9) 入札参加者本人は、入札書と同時に別記第3号様式による誓約書を提出するものとし、その代理人は別記第2号様式による委任状を併せて提出しなければならない。また、年間代理人による場合は、入札書と同時に別記別紙3号様式による誓約書及び年間委任状の写しを提出するものとし、その復代理人にあつては、別記第2号様式による委任状を併せて提出しなければならない。
- (10) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の行動をなす場合において入札を公正に執行することができないと認められるときは当該参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (11) 入札参加者又はその代理人は、調達物品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。
- (12) 入札参加者又はその代理人は、請負代金又は物品代金の前払いの有無、前金払いの割合又は金額、部分払いの有無、支払回数等の契約条件を確認の上、別添契約書（案）に基づき十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (13) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。

- (14) 入札参加者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (15) 開札場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に係る職員及び上記(14)の立ち会い職員以外の者は入場することができない。
- (16) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。
- (17) 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。
- (18) 開札場において、次の各号の一に該当する者は当該開札場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者
- (19) 入札参加者又はその代理人は、本件調達にかかる入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (20) 開札の結果、入札参加者全員が予定価格に達しない場合の再度入札は、次のとおりとする。なお、再度入札において入札書を提出する場合であって、入札の権限者(入札参加者又はその代理人)が初度入札と違う場合には、(9)に基づき誓約書等を提出しなければならない。
 - ア 再度入札は、原則として1回とする。
 - イ 初度入札が無効となった者は、再度入札に参加できないものとする。
 - ウ 初度入札に参加しない者は、再度入札には参加できないものとする。